

意見書

東経企営第08-203号
平成21年3月2日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅくさんちようめ
住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

(ふりがな) ひがしにつぼんでんしん でん わ かぶしきがいしゃ
氏名 東日本電信電話株式会社

代表取締役社長 ^{え べ} 江部 ^{つとむ} 努

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条により、平成21年1月29日付けで公告された基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先
経営企画部 営業企画部門
電話: XXXXXXXXXX

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金
算定等規則の一部を改正する省令案に対する意見

平成 2 1 年 3 月 2 日
東日本電信電話株式会社

- ・光 I P 電話 (O A B J - I P 電話) へ移行した加入電話に対応するアナログ加入者回線数は、光 I P 電話利用数の純増数から算定。具体的な算定手順は以下のとおり。(以下、省略) (参考資料 P 5)

<当社意見>

今回の省令案における補正回線数の算定方法については、補正回線数の基となる基礎数値の大部分が、現行省令において既に報告及び記録の対象とされていることから、透明性が確保されているとともに事業者に過度の負担をかけないという観点から現実的な算定方法であると考えます。

なお、今後も引き続き高コスト地域の加入電話を安定的に提供するためには、光 I P 電話に移行した回線数を加算する補正だけで十分かどうかを含め検討を深めていく必要があると考えます。